

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330019

研究課題名(和文) 刑事手続における新たな証拠収集手段に関する研究

研究課題名(英文) Research on the new means of collecting evidence in criminal procedure

研究代表者

大澤 裕 (Osawa, Yutaka)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60194130

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、取調べを中心とした捜査手法と、それに基づく犯罪の立証が行き詰まりを見せているという認識のもとで、既存の証拠収集方法とは異なる、新たな証拠収集手段の内容と、その導入の当否につき検討を加えることを目的としたものである。大きくは、新たな供述獲得手段と、客観的な証拠収集手段に分けたうえで、現地調査を含めた諸外国の制度の調査を行うとともに、本研究と同時並行的に進んだ、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会での議論を踏まえて、具体的な制度の在り方について検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This research aims at examining the new methods of evidence collection on the recognition that traditional means of investigation and proof of the crime based on the interrogation of the suspect shows the deadlock. They consist of the new statement acquisition means and the objective evidence collection means. Members of this research project considered the concrete contents of the new system based on the survey of the criminal justice system in many foreign countries and the discussion in the special session for the new criminal justice system of a Legal System Investigation Commission.

研究分野：刑事法学

キーワード：協議・合意制度 刑事免責 通信傍受 会話傍受 監視カメラ

1. 研究開始当初の背景

大阪地検特捜部に係る一連の事態を契機に設置された「検察のあり方検討会議」の提言を受けて、法制審議会に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置され、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方についての審議が開始されていた。また、これと並行して、国家公安委員長のもとに置かれた研究会及び法務省によって、取調べを中心とする既存の捜査手段とは異なる、新たな証拠収集手段に関する諸外国の制度についての調査がなされ、それが相次いで公表された。

他方、従来の研究は、その多くが諸外国の制度の紹介を中心としたものであるうえに、その内容につき検討を加えたものであっても、その大部分は、当該外国での議論に基づいて、その制度に関して生じうる法的な問題を抽象的に取り上げるにとどまっていた。

これに対し、現在は、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却するという現実的な課題との対応で、新たな証拠収集手段の導入についての検討が求められているのであり、従来のような研究の内容ではその課題に答えることはできない。そこでは、新たな証拠収集手段がはたす実際の機能に着目した研究が必要とされていた。以上が、本研究を開始した当初の状況である。

2. 研究の目的

わが国の従来の刑事手続においては、捜査が取調べを中心に行われ、公判では、取調べによって作成された供述調書が被告人の有罪を立証するための主たる証拠とされてきた。しかし、いくつかの事件を契機に、このような捜査と公判の在り方が、様々な問題点を生じさせているとともに、それが時代の流れに合わず、行き詰まりを見せているということが明らかになり、抜本的な改革の必要性が認識されるに至っている。本研究は、このような現状を踏まえて、時代に即したこれからの刑事手続の在り方を構築するという観点から、取調べを中心とした既存の証拠収集方法とは異なる、新たな証拠収集手段の内容と、その導入の可否につき検討を加え、具体的な立法案を提示することを目的とするものである。具体的には、次の4点を検討課題とする。第1は、最初の課題は、取調べによる供述獲得の代替手段となりうる証拠収集手段とは何かを明らかにすることである。第2は、それらの手段が、これまでわが国において取調べが真相解明のためにはたしてきた機能を、どのような意味で、また、どの程度代替しうるのかを検討することである。第3は、取調べの代替手段としての機能をはたしうるものについて、それをわが国に導入する場合にいかなる法的な問題点があるかについての検討を行う。第4は、これらの検討を踏まえて、わが国に導入すべき新たな証拠収集手段につき、その種類と要件、手続につ

き、具体的な立法提案を行うことである。

3. 研究の方法

これまで新たな証拠収集手段として挙げられている主なものは、取調べ以外のかたちでの供述獲得を容易にする手法、供述以外の客観的な証拠を収集するための手法、その他の手法に分類できる。これまで取り上げられている手段のうち、にあたるものとしては、司法取引、刑事免責、犯罪事実について自白ないし供述をしたことを有利な量刑事情とする明文規定を置く制度等がある。

にあたるものとしては、通信傍受、室内会話の傍受、罰則付きの捜査関係事項照会制度や提出命令、ラスタースearch等が挙げられる。

この3つの類型につき、まず、それぞれに担当者を決めたとうえで、諸外国の制度の文献調査、及び実務家へのインタビューを通じて、取調べの代替手段として、上記のものを含めて、どのような手段がありうるかを網羅的に抽出する作業を行った。

そのうえで、平成25年度と26年度にわたり、フランス、イギリス、ドイツの3カ国につき現地調査を行った。それぞれの諸国において、わが国の法務省、警察庁にあたる機関を訪問し、新たな証拠収集手段にあたるものの運用の実態及びそれが捜査における事実解明と公判における犯罪事実の立証において果たしている役割と機能についてインタビューを行った。

さらに、本研究と同時並行的に審議が進められた法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会における議論を詳細に検討し、そこで取り上げられるテーマについて検討を行った。

4. 研究成果

(1) 本研究は、諸外国の法制度の調査研究と、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会における審議の検討を通じて、わが国における新たな証拠収集手段の在り方を検討したものである。

(2) 前者の外国制度の調査研究については、文献調査と並行して、3年間の研究期間内に、以下のとおり、4か国の現地調査を実施した。

(a) 韓国(2012年9月5日~8日) ソウル大学、国立警察大学、ソンパ警察署、刑事政策研究院、大法院

(b) フランス(2014年3月24日~26日) パリ大審判所予審部、テロ事件担当部、CRPC担当部、検事局

(c) イギリス(2014年3月26日~28日、2015年3月25日~28日) サザーク刑事法院、Serious Fraud Office、6KBW法律事務所、ソリスター法律事務所、ケンブリッジ大学法学部

(d) ドイツ(2015年3月22日~25日) ベルリン地方裁判所、ベルリン地方検察庁、連邦司法・消費者保護省、連邦弁護士会

それぞれの訪問先において、とりわけ制度の運用に関して多くの知見が得られた。本研究に直接に関係する点の概要は以下のとおりである。

(3) イギリス調査の概要

Deferred Prosecution Agreement (DPA) について

2014年2月に施行された新しい制度であり、法人処罰の実効性を担保するために導入された。アメリカの制度とは異なり、裁判官が積極的に介入する。

DPA実施のためには、司法の利益 (Interest of Justice) に叶うことと、合意の内容である条件が、公正、合理的かつ均衡性を保つことが要件とされる。DPAによって会社に求める内容は様々であり、多額の罰金を払うとか、高レベルのコンプライアンスプログラムを3年間実施させるといったものがある。このように、DPAは、捜査を促進することと会社のコンプライアンスを高めることの両方を目的としている。

捜査・訴追に対する被疑者側の協力とそれに対する恩恵の付与 (Serious Organized Crime and Police Act 2005のsection 71-74) について

71条の免責は過去3年間で一度しか使っていない。72条の証拠利用制限も、過去3年間でわずか2回しか使っていない。実質上、訴追を制限することになるからである。経済事犯の捜査は、しょせんはお金の問題なので、免責は効果が大きすぎて使いにくい。そのため、適用事例のほとんどは73条、74条による刑罰の減軽である。刑が3分の2になるので、被疑者に対するインセンティブとしては十分機能する。

答弁取引の形態について

実務上は、大きく分けると、(a) plea of guilty on the basis of the prosecution, (b) plea of guilty upon a basis of plea, (c) plea of guilty in serious fraud caseの3つの形態がある。(a)は、被告人が、起訴状記載の事実よりも軽い事実につき、有罪答弁を行い、検察官がそれをそのまま受け入れるものである。弁護士と検察官の間で正式な形での交渉は行われない。また、それについて裁判官の承認を得る必要はない。これに対し、(b)は、検察官と被告人が交渉を通じて合意した事実について有罪答弁する場合であり、合意内容 (basis of plea) を書面化したうえで、常に裁判官の許可を得る必要がある。(c)は、一定の重大な事件において行われるもので、手続は基本的に(b)と同じだが、より詳細なbasis of pleaが作成される。また、被告人が裁判官による量刑の提案に反発して、合意に基づく答弁をしなかった場合でも、(c)の場合には、当該合意を後の公判で自白として使うことができる点で、(b)と異なる。

(4) ドイツ調査の概要

合意手続について

制定法上は対象犯罪の限定がないが、法律上は「合意に適した事件」という要件になっている。謀殺罪などは、絶対に適さないと考えられる。

合意は検察官と被告人・弁護人で行うが、被害者がそれに意見をいうことは可能であり、検察官がその意見を受けて、当該事件が「合意に適さない」と判断する可能性はある。ただし、被害者に合意を拒否する権限があるわけではない。

法制化によって多くのルールができ、複雑化したこと、それに従っているか否かにつき上級審の審査がなされることにより、合意がやりにくくなった面があることは否定できない。合意を全くやらなくなった裁判官もいる。

合意は、裁判官からのイニシアティブで実施されることが多いが、検察官と弁護人が合意して裁判官に持って行くというケースもある。弁護人は、被疑者との話し合いによる情報だけでなく、裁判所の下に送られている一件記録を読んで、争いようがないなら被告人に自白・合意を勧める。起訴前の段階でも、弁護人は検察官の手持ち証拠を全て見せてもらえるから、その場合には、それを見て合意するかどうかを決めることになる。

王冠証人制度について

被告人の事件の審理中に他の事件を審理する必要が生じるという問題は確かにある。裁判官にとって負担は重いですが、他事件の解明は社会の要請だから、ドイツではこの制度を活用している。

王冠証人として刑の減軽を受けた人が、後の他人の公判において、いきなり記憶を失ったり、自己の調書が捏造だと主張したりすることがある。また、王冠証人規定で減軽判決を受けた人があえて控訴して当該判決を確定させないことにより、他人の公判において証言を拒否するという脱法手段がとられることもある。

本来は、組織の下位者の証言を使って解明しにくい上位者の関与を立証することを目的としたものである。しかし、現実には、上位者がチンピラの犯罪を話して自分の罪を軽くするために使われることが多い。それが法律では禁じられていない。さらに、虚偽証言があまりに多いという問題がある

自動車へのGPSの設置について

GPSを使うだけなら、刑法100条hに基づくから、裁判官留保もない。しかし、長期的監視をしたいことがほとんどだから、163条fの裁判官留保を前提とした許可をもらう。さらに、車の中の会話を聞くケースでは100条fのKleiner Laushngriffの許可も裁判官にもらう必要がある。

監視カメラの設置について

公に立ち入り可能な空間において、監視カメラを用いて観察することは、連邦データ保護法6条b第1項に基づき、公的機関などが

その責務を果たすなどのために必要であり、かつ対象者の保護に値する利益が撮影に優越するという事情がない限りで許される。他方で、特定の対象者について、住居の外にいるところで容貌等を記録するかたちの撮影は、刑法 100 条 h に基づいて行われる

(5) フランス調査の概要

CRPC (被疑者の自白を前提に検察官が刑を提案する仕組み) について

アメリカの答弁取引 (Plea Bargaining) と異なり、CRPC は交渉の場ではないため、例えば、検察官が一定の刑を提案した後、被疑者がそれでは重すぎると考えた場合でも、両者が刑量について交渉するという事はない。また、検察が一定の刑を提示して、被告人が受け入れない場合に、検察側が別の刑を再提示することもできない。ただし、地方の検察庁では、検察官と弁護人が知り合いの場合、事前に弁護側から被告人の受け入れられる刑量を検察官に伝えることはあるようである。

検察官が提示した刑を被告人が受け入れても、裁判官はそれが重すぎる、あるいは、それが軽すぎるという理由で拒否できる。ただ、実際に裁判官が拒否するのは稀である。

改悛者に対する刑の減免規定について

刑を免除したケースはめったにないが、刑の減輕をするケースは時々ある。弁護人が弁論で捜査に寄与したから刑を軽くすることを主張した場合、被告人の寄与が犯罪解明にとって決定的であったかを審理し、判決文中にその判断を具体的に示す。

組織の下部の人間が組織内部の人について証言をしても訴追されることはよくあるが、その場合は、改悛者制度にあてはまらないときでも、軽い罪での起訴や求刑が軽くなるなど有利な取り扱いをすることが多い。元々の犯罪が軽いので、改悛者の場合ほど大幅に捜査を促進しなくても、その人の供述によって捜査が少しでも進めば有利に考慮する

(6) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会における審議の検討については、研究分担者である井上、酒巻、川出の3名が、特別部会に、委員、幹事として所属していたことから、定期的に開催した研究会において、部会での議論を紹介するとともに、そこで取り上げられているテーマにつき、意見交換を行った。その検討の成果の一部は、複数の研究分担者により、下記の通り、雑誌論文等のかたちで公表されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6件)

川出敏裕, 協議・合意制度及び刑事免責制度, 論究ジュリスト, 査読無し, 12号, 2015年, 65 - 72 頁

笹倉宏紀, 通信・会話傍受, 法律時報, 査読無し, 86巻10号, 2014年, 29 - 36 頁

稲谷龍彦, 情報技術の革新と刑事手続, 刑事訴訟法の争点, 査読無し, ジュリスト増刊(新・法律学の争点シリーズ6), 2013年, 40 - 41 頁

池田公博, 取引的刑事司法, 刑事訴訟法の争点, 査読無し, ジュリスト増刊(新・法律学の争点シリーズ6), 2013年, 36 - 37 頁

笹倉宏紀, 被告人が供述する公判と被告人が沈黙する公判, 法学教室, 査読無し, 398号, 2013年, 20 - 27 頁

池田公博, 供述証拠の獲得方法, 法学教室, 査読無し, 398号, 2013年, 12 - 19 頁

[学会発表](計 1件)

大澤裕, 「日本型」刑事司法と「新時代の刑事司法」, 日本刑法学会, 2012年5月19日, 大阪大学吹田キャンパス(大阪府・吹田市)

[図書](計 1件)

川出敏裕, 成文堂, 曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集下巻, 2014年, 982頁(411 - 434 頁)

[産業財産権]

○出願状況(計 0件)

○取得状況(計 0件)

[その他]

ホームページ等 無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 裕 (OSAWA YUTAKA)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 60194130

(2) 研究分担者

井上 正仁 (INOUE MASAHITO)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 30009831

酒巻 匡 (SAKAMAKI TADASHI)

京都大学・法学研究科・教授
研究者番号：50143350

田中 開 (TANAKA HIRAKU)
法政大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：10188328

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80214592

佐藤 隆之 (SATO TAYUKI)
東北大学・法学研究科・教授
研究者番号：30242069

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70302643

笹倉 宏紀 (SASAKURA HIROKI)
慶応義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：00313057

稲谷 龍彦 (INATANI TATSUHIKO)
京都大学・法学研究科・准教授
研究者番号：40511986

成瀬 剛 (NARUSE GOU)
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：90466730

大谷 祐毅 (OTANI YUKI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・助教
研究者番号：80707498
(平成25年度のみ研究分担者)

(3)連携研究者

無し